

■教育行政のポイント

“新指導要領案”を読む

菱村 幸彦

新しい学習指導要領案が公表された。今回の改訂では、教育課程の在り方について構造的な見直しが行われている。ここで各教科等の内容に触れる紙幅はないが、総則を中心に改訂のポイントを見てみよう。

「社会に開かれた教育課程」の実現

第1は、「社会に開かれた教育課程」の実現。新指導要領案には新たに前文が置かれ、教育基本法に定める教育の目的・目標とともに、社会に開かれた教育課程の実現の重要性を掲げている。

社会に開かれた教育課程とは、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、相互の連携・協働によりその実現を図っていくことである。前文では、教職員はもとより家庭や地域の人々が児童生徒の学習の在り方を展望していくために指導要領が広く活用されることを期待すると記している。

第2は、「生きる力」の育成。生きる力は、平成10年改訂と平成20年改訂の指導要領で教育課程編成の理念とされた。新指導要領案でも引き続き「生きる力を育むこと」を掲げている(第1-2)。生きる力の育成は、(1)基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成、(2)道徳教育、体験活動、表現・鑑賞活動等による豊かな心・創造性の涵養、(3)健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現、を通じて行うとしている。この方針は基本的に従来と変わらない。

第3は、「資質・能力の3つの柱」の実現。新指導要領案では、「3つの柱」という言葉は使っていないが、生きる力の育成に当たって、中教審答申が提言した資質・能力の3つの柱((1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等、(3)学びに向かう力・人間性等)が偏りなく実現することを求めている(第1-3)。今回

の改訂の最大の眼目は、全ての教科等の内容をこの3つの柱で再整理したことにあると言っていいだろう。

ALという言葉は使わない

第4は、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善。中教審の「論点整理」の段階で、アクティブラーニング(AL)が取り上げられ、いわゆるALブームが起きた。しかし、新指導要領案は、ALという言葉は一切使っていない。ALを「主体的・対話的で深い学び」という言葉に置き換え、授業改善のねらいとして提示している(第3-1)。授業改善においては、(1)各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせる、(2)知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりする、(3)問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするなど学習の過程を重視することを求めている。新指導要領案は、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において「主体的・対話的で深い学び」と教科等に固有の「見方・考え方」について特記していることに注意したい。

第5は、「カリキュラム・マネジメント」(CM)の実施。新指導要領案は、校長の方針の下に各学校の特色を生かしたCMの実施を求めている(第5-1)。CMでは、(1)教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること、(2)教育課程の実施状況を評価して改善を図ること、(3)教育課程の実施に必要な人的・物的体制を確保し改善することが重要である(第1-4)。

このほかに、新指導要領案の総則は、新たに「学校段階等間の接続」(第2-4)、「児童生徒の発達の支援」(第4)、「道徳教育に関する配慮事項」(第6)等の項目を設けている。詳しくは新指導要領案総則をご覧ください。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●中教審「学習指導要領答申」のポイントが一目でわかる！ よくわかる中教審「学習指導要領」答申のポイント

【編集】新教育課程実践研究会 B5判・120頁／定価(本体1,800円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

